

環循適発第 2212021 号  
令和 4 年 12 月 2 日

各都道府県知事 殿

環境省環境再生・資源循環局長  
(公 印 省 略)

浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の  
一部改正について

浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施にあたっては、令和 3 年 12 月 20 日付け環循適発第 2112204 号環境省環境再生・資源循環局長通知「浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業の実施について」により、浄化槽設置整備事業実施要綱及び公共浄化槽等整備推進事業実施要綱を定めているところであるが、今般、令和 4 年度補正予算の成立を受けて、当該実施要綱の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 4 年 12 月 2 日から適用することとしたので、貴管内市町村に対し周知されたく通知する。

なお、改正の内容は下記のとおりである。

記

1. 浄化槽設置整備事業及び公共浄化槽等整備推進事業について、污水处理施設概成に向けた浄化槽整備加速化事業を追加した。(令和 8 年度までに限り交付対象とするもの。)
2. 公共浄化槽等整備推進事業について、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の要件を一部改正し、整備計画の(年度毎)事業計画額のうち 6 割以上が単独処理浄化槽・くみ取り槽からの転換であることとした。
3. 公共浄化槽等整備推進事業について、公共浄化槽における少人数高齢世帯の維持管理負担軽減事業を追加した。